

2024 年度租税措置の承認

2023 年 12 月 5 日付租税法改正、2024 年 1 月 31 日付首相府令(以下 4. (イ))及び同年 2 月 29 日付首相府令(以下 4. (ウ)及び 6.)により、租税措置の変更が行われました。その概要をご報告いたします。

2024 年度の租税措置では、一部の物品税の課税はあるものの、食料品の販売に対する付加価値税の免除延長や個人向け嗜好品に対する物品税の免除等、政府による国民生活への配慮が窺われる措置が追加されていることが特徴として上げられます。

なお、2023 年度租税措置のうち、2024 年度も継続されている措置があります。詳細は「【アゼルバイジャン経済トピック 126 号】2023 年度租税措置の承認」(<https://www.az.emb-japan.go.jp/files/100459191.pdf>)をご覧ください。

1. 所得税関係

- (ア)農産物の生産を行う法人の株式を保有する者が、その株式から生じる配当を受け取った際、その配当所得に対する所得税を免除【2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間から、2027 年 12 月 31 日まで追加で 4 年間延長】。
- (イ)現地銀行及び外国銀行の現地支店における個人のアゼルバイジャン・マナトの預金口座の利息のうち、200 マナト／月まで個人所得税を免除。

2. 法人税関係

- (ア)法人が農産物を生産し、その販売から得た所得に対する法人税を免除【2014 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの 10 年間から、2026 年 12 月 31 日まで追加で 3 年間延長】。
- (イ)農産物の生産を行う法人が、その生産された農産物の販売とは関係のない事業から得た所得に対する法人税や同法人に対する補助金等に対する法人税を免除【2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間から、2027 年 12 月 31 日まで追加で 4 年間延長】。
- (ウ)法人から以下の機関等に対する寄付の額が当該法人の年間所得の一定額以下の場合、その法人の年間所得から当該寄付額を控除【2021 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの 8 年間、法人の年間所得の 10%以下の寄付額が対象であったところ、2024 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日まで 5 年間、法人の年間所得の 15%以下の寄付額に変更】。
 - ① 政府が定めた条件を満たす科学、教育、スポーツ及び文化に関する事業を行う機関（但し、国営企業を除く）

② 政府が定める社会的目的により設立された基金

(工)社会保険料の納付義務を果たした従業員数3人以上の零細企業(※)の年間所得の75%を控除(年間所得の25%が課税対象)。

(※) 零細企業の定義は、従業員1~10人かつ年間法人所得が20万マナト以下。

(オ)医療機関が納付すべき付加価値税の減免により発生した所得に対する法人税を免除。

3. 付加価値税(VAT)関係

(ア)小麦の輸入及び販売、小麦粉及びパンの生産及び販売に対するVATを免除【2017年1月1日から2023年12月31日までの7年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(イ)小麦粉製造時に発生するふすまの販売に対するVATを免除【2019年1月1日から2023年12月31日までの5年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(ウ)食肉(牛、羊、鶏等)の販売に対するVATを免除【2020年1月1日から2023年12月31日までの4年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(エ)首相府により定められた飼料及び飼料添加物の販売に対するVATを免除【2020年1月1日から2023年12月31日までの4年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(オ)F1(フォーミュラ1)及びF2に関して、青年スポーツ省と締結した契約に基づき提供される財やサービスに対するVATを免除【2018年1月1日から2023年12月31日までの6年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(カ)強制医療保険基金及び大統領が指定するその他基金から拠出される資金により提供される医療サービスに対するVATを免除【2020年1月1日から2023年12月31日までの4年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(キ)経済省の許可を得た者が金銀等より作られる宝石類の生産機械や設備の輸入に対するVATを免除【2020年1月1日から2023年12月31日までの4年間から、2026年12月31日まで追加で3年間延長】。

(ク)政府が指定する関連機関の許可を得た者がスワップ取引により輸入する石油及び天然ガスに対するVATを免除【2024年1月1日から2026年12月31日まで】。

4. 物品税関係

(ア)個人使用として以下の物品の輸入時に課される物品税を免除。

- ① 2リットル以下のエネルギードリンク
- ② 20本以下のシガリロ、10本以下の葉巻(200本以下のたばこは以前から免税対象)
- ③ 3本の電子たばこ(但し1回のみ使用可能なものに限る)、3本の水たばこ
- ④ 無煙たばこ
- ⑤ 電子たばこ用リキッド50mm

⑥ オートバイ（125cc 以下）（2024 年 1 月 1 日より 3 年間）

(イ)ジェットエンジン用燃料の輸入に対する物品税の一部減免を延長【80 マナト／トンから 1 マナト／トンに減免、2024 年 12 月 31 日まで 1 年間延長】。

(ウ)以下の物品の輸入時に課される物品税の一部減免【2024 年 3 月 1 日から 12 月 31 日まで】。

① オクタン価 95 未満のガソリンは 1 トンあたり 200 マナトから 1 マナトに引き下げ。

② ディーゼルを含むその他の軽油は 1 トンあたり 80 マナトから 1 マナトに引き下げ。

(エ)以下の物品の物品税の課税額を引き上げ。

① アルコール飲料（シャンパン、ワインを除く）1 リットルあたり 4 マナトから 4.8 マナトに引き上げ。

② シャンパン、ワインは 1 リットルあたり 2.6 マナトから 2.8 マナトに引き上げ。

③ シガリ口は 1000 本あたり 43 マナトから 45.5 マナトに引き上げ。

④ 無煙タバコは 1000 本あたり 16 マナトの物品税を新たに課税。

⑤ 電子たばこ（但し 1 回のみ使用可能なものに限る）、水たばこは 1 本あたり 0.25 マナトから 2 マナトに引き上げ。

⑥ オートバイについては以下のとおり新たに物品税を課税。

・ 125cc 以下については 1cc あたり 0.2 マナト

・ 126～500cc 以下については 26 マナト+1cc（126～500cc 未満分）あたり 0.4 マナト

・ 500cc 以上については 175 マナト+1cc（500cc 以上分）あたり 0.5 マナト

5. 財産税関係

(ア)農産物の生産を行う法人及び個人が同事業を行う際に使用する不動産に対する財産税を免除【2014 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの 10 年間から、2026 年 12 月 31 日まで追加で 3 年間延長】。

(イ)バクー市、スムガイト市、フルダラン市及びアブシェロン県を除くアゼルバイジャン国内のその他の市や県における宿泊施設の事業に使用される不動産を保有する者に対する財産税の 75%を免除【2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの 3 年間】。

6. 関税関係

ディーゼル燃料を含むガソリン及び軽油に対する輸入関税を免除【2024 年 3 月 1 日から 12 月 31 日まで】

(以上)